

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【公開番号】特開2006-24158(P2006-24158A)

【公開日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-004

【出願番号】特願2004-203981(P2004-203981)

【国際特許分類】

G 06 F 12/00 (2006.01)

G 06 F 17/30 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/00 520P

G 06 F 12/00 515B

G 06 F 17/30 210D

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月25日(2007.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

予め定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続されたコンピュータに、

前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、前記ドキュメントデータベースに格納されているドキュメントであって、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちの少なくとも一部を代表ドキュメントとして選択する代表選択手順と、

前記選択した代表ドキュメントに関係する情報を利用者に提示する手順と、
を実行させることを特徴とする分類案内プログラム。

【請求項2】

請求項1に記載の分類案内プログラムにおいて、

前記代表選択手順においては、前記対象分類の各々について、前記ドキュメントデータベースに格納されているドキュメントであって、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちから、各ドキュメントに対するアクセス履歴に基づいて、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちの少なくとも一部を代表ドキュメントとして選択することを特徴とする分類案内プログラム。

【請求項3】

予め階層的に定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続されたコンピュータに、

前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、当該対象分類の下位の分類として定められている分類のうちの少なくとも一部を代表分類として選択する手順と、

前記選択した代表分類に関係する情報を利用者に提示する手順と、
を実行させることを特徴とする分類案内プログラム。

【請求項4】

予め定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータ

ベースに接続されたコンピュータを用い、

前記コンピュータの選択手段が、前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、前記ドキュメントデータベースに格納されているドキュメントであって、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちの少なくとも一部を代表ドキュメントとして選択し、

前記コンピュータの提示手段が、前記選択した代表ドキュメントに関係する情報を利用者に提示することを特徴とする分類案内方法。

【請求項 5】

予め定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続された分類案内装置であって、

前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、前記ドキュメントデータベースに格納されているドキュメントであって、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちの少なくとも一部を代表ドキュメントとして選択する代表選択手段と、

前記選択した代表ドキュメントに関係する情報を利用者に提示する手段と、
を含むことを特徴とする分類案内装置。

【請求項 6】

予め定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続された分類案内装置であって、

前記分類は、階層的に定められており、

前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、当該対象分類の下位の分類として定められている分類のうちの少なくとも一部を代表分類として選択する手段と、

前記選択した代表分類に関係する情報を利用者に提示する手段と、
を含むことを特徴とする分類案内装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

請求項1記載の発明は、分類案内プログラムであって、予め定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続されたコンピュータに、前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、前記ドキュメントデータベースに格納されているドキュメントであって、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちの少なくとも一部を代表ドキュメントとして選択する代表選択手順と、前記選択した代表ドキュメントに関係する情報を利用者に提示する手順と、を実行させることとしたものである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項2記載の発明は、請求項1に記載の分類案内プログラムであって、前記代表選択手順においては、前記対象分類の各々について、前記ドキュメントデータベースに格納されているドキュメントであって、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちから、各ドキュメントに対するアクセス履歴に基づいて、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちの少なくとも一部を代表ドキュメントとして選択することとしたものである。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】**

請求項3記載の発明は、分類案内プログラムであって、予め階層的に定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続されたコンピュータに、前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、当該対象分類の下位の分類として定められている分類のうちの少なくとも一部を代表分類として選択する手順と、前記選択した代表分類に関係する情報を利用者に提示する手順と、を実行させることとしたものである。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

請求項4記載の発明は、分類案内方法であって、予め定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続されたコンピュータを用い、前記コンピュータの選択手段が、前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、前記ドキュメントデータベースに格納されているドキュメントであって、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちの少なくとも一部を代表ドキュメントとして選択し、前記コンピュータの提示手段が、前記選択した代表ドキュメントに関係する情報を利用者に提示することとしたものである。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

請求項5記載の発明は、予め定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続された分類案内装置であって、前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、前記ドキュメントデータベースに格納されているドキュメントであって、当該対象分類に分類されているドキュメントのうちの少なくとも一部を代表ドキュメントとして選択する代表選択手段と、前記選択した代表ドキュメントに関係する情報を利用者に提示する手段と、を含むこととしたものである。

【手続補正7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0010**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0010】**

請求項6記載の発明は、予め定められた分類のいずれかにドキュメントを分類して格納するドキュメントデータベースに接続された分類案内装置であって、前記分類は、階層的に定められており、前記分類の少なくとも一部を対象分類として、当該対象分類の各々について、当該対象分類の下位の分類として定められている分類のうちの少なくとも一部を代表分類として選択する手段と、前記選択した代表分類に関係する情報を利用者に提示する手段と、を含むこととしたものである。